

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和4年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金21,450円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年2月12日

(2) 事故発生場所

米子市錦町三丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動

車として運転中、前方を走行中の和解の相手方所有の軽乗用自動車を追い越すため対向車線に進入した際、路外駐車場に進入しようと右折した当該軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。